

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

田 布 施 町

第1 目的

温室効果ガス排出削減目標の達成や、頻発する甚大な自然災害防止等、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、日本の森林の約4割を占める人工林は、長引く木材価格の低迷や、森林所有者の高齢化・不存在化等から、整備が行き届かない状況が危惧されます。

このため国においては、適切な森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税(以下、「森林環境税等」という)が創設されたところです。

本税は、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、間伐等による適切な森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を、全国の市町村が主体となり進めることが期待されています。

本町においては、地域の実状に応じた効果的な取組を本税の有効活用によって進め、その取組が町民に広く認知されるよう本方針を定めます。

第2 地域概況

本町は、山口県の南東部に位置し、瀬戸内海に面した、面積約50平方キロメートルのコンパクトなまちで、北西部の丘陵地帯に源を発する田布施川が、町中央部を貫流して瀬戸内海に注ぎ込み、美しい田園風景や海・山・川など豊かな自然景観に囲まれています。

南部の沿岸地区は、一部が瀬戸内海国立公園に指定され多島美を誇る自然景観を有し、鯛・イワシ漁やクルマエビ等の養殖を中心とした漁業をはじめ、工業団地を中心とした企業誘致による運輸通信等の3次産業の発展や周辺住環境の整備により、人口減少抑制に効果を上げています。

北部内陸部においては、石城山県立自然公園に代表される、緑豊かな里山に囲まれた静かな農村地帯が広がり、国営の農地再編整備事業を実施するなど、稲作を中心とした農業が盛んです。

それを取り囲む周辺森林は、町面積の約半分(51%)を占め、スギやヒノキを中心とした人工林が広がっています。

本町では、これら森林を、雨水を貯え、洪水や山崩れを防ぐ防災機能や地球温暖化防止機能など、重要な役割を果たす資源として位置付けています。

第3 現状と課題

1 森林資源

本町の「林野率(指数77)」と「人工林率(指数78)」はともに全国平均を2割以上も下回り、「私有林の人工面積(指数18)」は極めて低い水準にあることから、スギ・ヒノキ人工林を主体とした林業生産活動は限定的といえます。

2 森林環境譲与税

「森林環境譲与税額(指数14)」は、全国平均より極めて低い水準にあることから、広く町民から認知される効果的な取組を検討する必要があります。

表1 評価区分に基づく田布施町の評価値

評価区分	評価項目等	単位	判定基準 = 全国平均		田布施町	
				指数		指数
森林資源量等	林野率	%	66	100	51	77
	【参考】 私有林 人工林面積	ha	3,349	100	588	18
	人工林率	%	41	100	32	78
森林環境譲与税	単位面積当り 譲与税額	千円/ha	5.8	100	4.7	81
	【参考】 譲与税額 (R3年度)	百万円	20	100	3	14

3 地形・地質

本町は、瀬戸内海沿岸部特有の花崗岩を基岩とする風化土壌が広く分布するなど、山地災害が発生しやすい地形・地質を有していることから、町民の安全・安心環境の整備が課題となっています。

4 生活環境

瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園など地域が誇れる豊かな自然環境に囲まれ、美しい田園風景に恵まれた本町では、近年、人口減少や高齢化による耕作放棄地や荒廃山林の増加により、良好な生活環境への悪影響が懸念される状況にあることから、集落ぐるみの対策を検討する必要があります。

第4 基本方針

本税の創設趣旨及び前述「3 現状と課題」を踏まえ、以下方針を基本とします。

1 取組内容

(1) 森林整備の推進

私有林スギ・ヒノキ人工林における保育間伐に積極的に取り組むことで、森林の有する公益的機能の維持・増進を図り、町民の安全・安心や快適な生活環境基盤の整備・充実を図ります。

- ① 山地災害防止機能の充実による「安全・安心環境の整備」
- ② 快適環境形成機能等の改善による「生活環境基盤の整備」

(2) 木材の利用促進

「田布施町木材利用促進基本方針(平成24年8月策定)」に基づき、多くの町民が集う公共施設の木造化・木質化の推進により、木材と触れ合う機会を創出し、その良さを体感してもらい、木材の地産・地消機運の醸成を図ります。

(3) 普及啓発

森林が有する公益的機能の維持・向上に必要な森林整備について、広く理解を深めるための県と連携した普及啓発活動に努めます。

(4) 担い手の確保・育成

森林の適正管理を着実に実施するため、地域林業の中核となる森林組合を主体とした地域関係者と連携し、担い手の確保・育成に努めます。

2 税の執行方針

- (1) 森林環境税等は、国民に新たな税負担を求めることに鑑み、取組効果が期待できる施策への充当を基本とします。
- (2) 森林環境譲与税の用途に関する法令上の規定があることから、一般財源と区分し基金「田布施町森林環境基金」を創設することで、適正な事業執行と財源管理を図ります。
- (3) 町民への森林環境譲与税の活用に関する説明責任を果たす観点から、その用途内容と効果を公表します。

《参考1》 森林環境譲与税の交付額の推移について

単位：千円

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年～
単年度額	1,294	2,750	2,729	3,356	3,356	4,118
累計額	—	4,044	6,773	10,129	13,485	17,603

※ 見込み額含む

《参考2》 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（令和2年4月1日施行）」

【第34条第1項】（森林環境譲与税の用途）

・市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

1 森林の整備に関する施策

2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進
その他の森林の整備の促進に関する施策

第6 その他

本方針は、法改正や取組の進捗状況、情勢変化等に応じて随時、見直します。

附則

本基本方針は、令和5年5月1日から施行する。